

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十六年二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年十月九日奈良県指令建第九二―一〇九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年二月五日建第八一三八号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年二月五日建第四九二〇号

三 開発区域に含まれる地域

桜井市大字東田一一六番一、一一六番二、一一六番三、一一六番四、一一六番五、
一一六番六、一一六番七、一一六番八、一一六番九、一一六番一〇及び一一六番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡川西町大字結崎五九四番地の八

奈良地所 西原章允

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字東田一一六番一
水路 桜井市大字東田一一六番四

一 許可番号

平成二十五年十一月十八日奈良県指令建第九二―一三九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年二月七日建第八一三九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年二月七日建第四九二一号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市大字池尻一九二番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉一二二八番地

武藏正

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 大和高田市大字池尻一九二番七の一部

一 許可番号

平成二十五年十一月十五日奈良県指令建第九二―一二四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年二月七日建第八一四〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年二月七日建第四九二二号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字東松本一一三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区杉本一丁目二番四号

馬場ハウス工業株式会社 代表取締役 馬場雅樹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字東松本一一三番一の一部

下水道 御所市大字東松本一一三番一の一部

一 許可番号

平成二十五年十一月二十二日奈良県指令建第九二―一四七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年二月七日建第八一四一号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市東坊城町六八一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区太融寺町二番二二号

交洋貿易株式会社 代表取締役 牧村善治

一 許可番号

平成二十五年九月二十七日奈良県指令建第九二―一五一号

平成二十六年二月六日奈良県指令建第九二―五一―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年二月七日建第八一四二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十六年二月七日建第四九二三号

三 開発区域に含まれる地域

御所市大字室一三四番一、一七九番一、一八〇番一、一八一番一、一八二番一、一八三番一、一八四番一、一八四番二、一八五番一、一八八番、一八九番、一九〇番、一九一番、一九二番、一九三番、一九四番、一九五番一、一九八番一、二二四番一、二二六番一及び二二七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市東灘区向洋町中六丁目九番地

株式会社トランスワード 代表取締役 寺田正人

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 御所市大字室一三四番一、一七九番一、一八〇番一、一八一番一、一八二番一、一八三番一、一八四番一、一八四番二及び一八五番一の各一部

緑地 御所市大字室一三四番一、一八一番一、一八二番一、一八四番一、一八五番一、二二四番一、二二六番一及び二二七番一の各一部

水路 御所市大字室一八二番一、一八三番一、一八四番一、一八四番二、一八五番一、一八八番、一九〇番、一九三番、一九五番一、一九八番一、二二四番一、二二六番一及び二二七番一の各一部

消防の用に供する貯水施設 御所市大字室一八二番一、一九〇番、一九三番及び一九八番一の各一部